瑞穂町議会委員会条例　新旧対照表

新	旧
目次　略 第1章　通則 第1条　略 （常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条　略 (1)　略 (2)厚生文教委員会　7人 福祉部及び教育委員会に関する事務 (3)広報広聴委員会　14人 議会の広報広聴に関する事務 第3条から第11条　略 第2章及び第3章　略 第4章　参考人 （参考人） 第25条の2　略 2　略 3　参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 第5章及び第6章　略 附　則 この条例は、次の一般選挙において選挙された議員の任期の起算の日から施行する。	目次　略 第1章　通則 第1条　略 （常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条　略 (1)　略 (2)厚生文教委員会　8人 福祉部及び教育委員会に関する事務 (3)広報広聴委員会　15人 議会の広報広聴に関する事務 第3条から第11条　略 第2章及び第3章　略 第4章　参考人 （参考人） 第25条の2　略 2　略 3　参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び第25条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 第5章及び第6章　略